

霧島市条例第 1 号
令和元年 5 月 7 日

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度及び平成32年度」に、「32,292円」を「26,910円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,910円」とあるのは、「44,850円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「26,910円」とあるのは、「52,026円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の霧島市介護保険条例第 2 条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分の保険料については、なお従前の例による。